

令和8年度第1回宝達志水町青少年健全育成町民会議 会議録

1. 日 時 令和8年6月12日（金） ※ 書面表決実施日

2. 表決者 全18名

3. 議 案

（議案1）令和8年度青少年健全育成町民会議事業計画（案）について（賛成18名）
．．．．承認

（議案2）令和8年度青少年育成センター事業計画（案）について（賛成18名）
．．．．承認

令和8年度
第1回宝達志水町青少年健全育成町民会議
会議資料

令和8年度青少年健全育成町民会議委員名簿	1
宝達志水町青少年健全育成事業組織図	2
令和8年度役員の選任について	3
議案1 令和8年度青少年健全育成町民会議事業計画（案）について	4
議案2 令和8年度青少年育成センター事業計画（案）について	5
令和8年度青少年健全育成関係事業の概要	6
グッドマナーキャンペーンについて	7～12
参考資料（条例、要綱等）	

令和8年度宝達志水町青少年健全育成町民会議
委 員 名 簿

(順不同)

No	所 属	団体名	役 職	氏 名	備 考
1	宝達志水町		町長	高 下 栄 次	会長
2	宝達志水町	教育委員会	教育長	細 江 孝	副会長
3	宝達志水町	区長会	理事	中 村 良 成	
4	宝達志水町	民生・児童委員協議会	副会長	河 邊 昌 美	
5	羽咋保護区	保護司会宝達志水支部	支部長	溝 口 和 夫	
6	羽咋地区	更生保護女性会	副会長	近 岡 信 子	
7	宝達志水町	社会教育委員	委員	美 作 恭 子	
8	宝達志水町	老人クラブ連合会	会長	杉 本 憲 弘	
9	宝達志水町	スポーツ協会	副会長	近 岡 和 良	
10	宝達志水町	文化協会	事務局長	廣 正 清 明	
11	宝達志水町	商工会青年部	副部長	赤 池 央 成	
12	宝達志水町	交通安全協会	会長	橘 隆 春	
13	石川県	青少年育成推進指導員	代表	赤 池 大 輔	
14	宝達志水町	羽咋警察署	代表	寺 西 広 誠	
15	石川県	宝達高等学校	代表	油 野 知 加	
16	宝達志水町	小・中・高生徒指導連絡会議	代表	宮 城 宏	
17	宝達志水町	PTA連合会	会長	中 江 転	
18	宝達志水町	保育士会	代表	西 澤 千 賀 子	
19	宝達志水町	学校教育課	課長	秋 田 正 之	

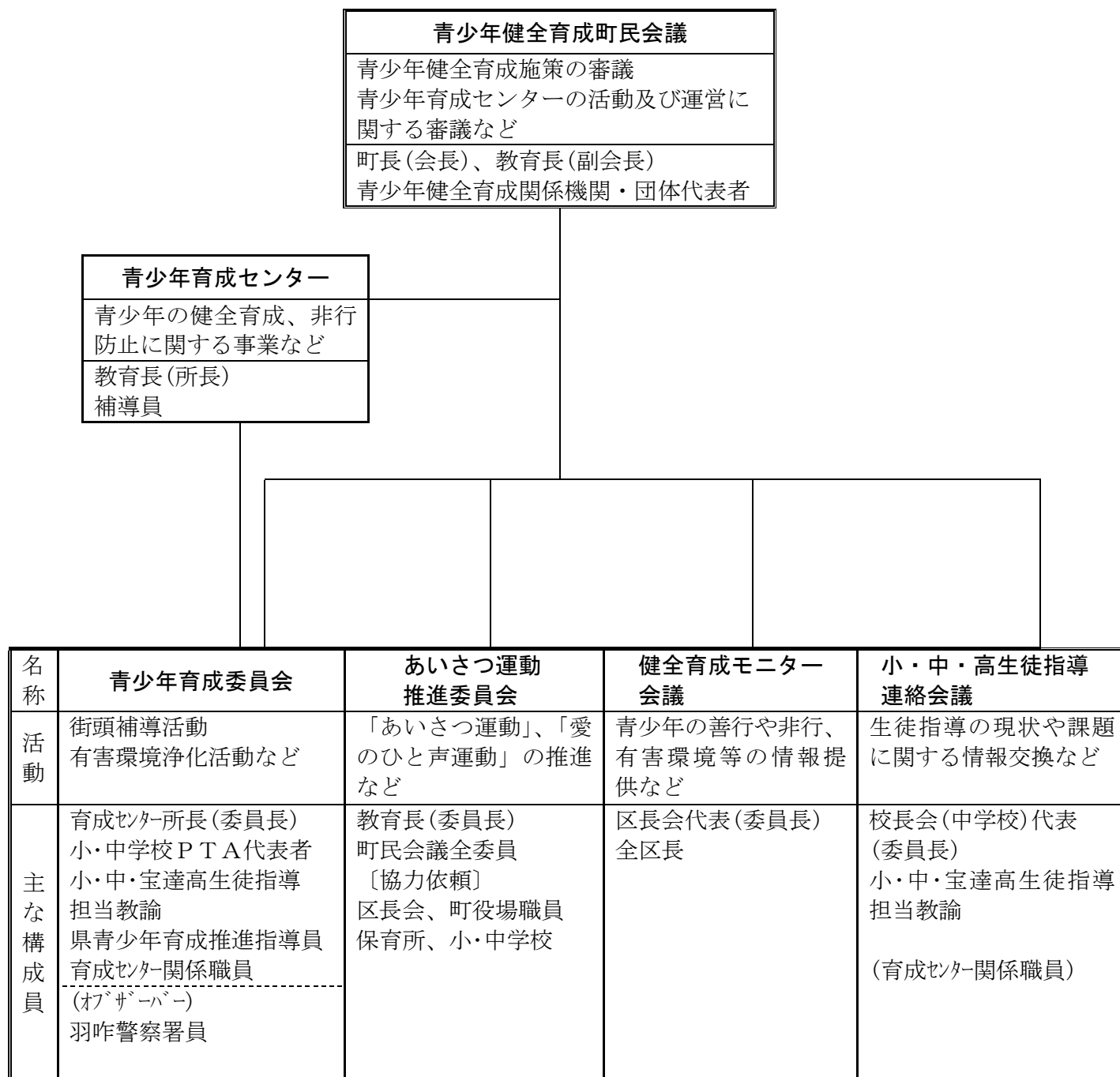
【防犯担当課】

環境安全課	課長	藤 井 博 樹	
-------	----	---------	--

【事務局】

宝達志水町教育委員会事務局 生涯学習課	課長	松 浦 賢 也	事務局
	課長補佐	階 戸 宗 弘	事務局
	主事	岡 崎 優 希	事務局

宝達志水町青少年健全育成事業関係 組 織 図



役員の選任

◇ 青少年健全育成町民会議

会 長 高 下 栄 次 (町 長)

副会長 細 江 孝 (教育長)

◇ 青少年育成委員会

委員長 細 江 孝 (青少年育成センター所長)

副委員長 赤 池 大 輔 (県青少年育成推進指導員代表)

◇ あいさつ運動推進委員会

委員長 細 江 孝 (教育長)

◇ 健全育成モニター会議

委員長 中 村 良 成 (区長会理事)

◇ 小・中・高生徒指導連絡会議

委員長 宮 城 宏 (宝達中学校長)

議案 1

令和8年度青少年健全育成町民会議事業計画（案）

実施日	事業名	内 容	委員会
4月 7日 ～ 14日	あいさつ運動強化週間 愛のひと声運動強化週間	街頭・校門前指導及び巡回・啓発活動の実施	あいさつ運動推進委員会
6月上旬 書面開催	第1回青少年健全育成町民会議	令和8年度事業計画等の審議	町民会議
6月26日	第1回青少年育成委員会	令和8年度巡回指導計画等	青少年育成委員会
6月 1日 ～ 8日	あいさつ運動強化週間 愛のひと声運動強化週間	街頭・校門前指導及び巡回・啓発活動の実施	あいさつ運動推進委員会
7月 1日 ～ 31日	青少年の非行・被害防止 全国強調月間	青少年の非行防止活動の実施・啓発	町民会議
9月 1日 ～ 8日	あいさつ運動強化週間 愛のひと声運動強化週間	街頭・校門前指導及び巡回・啓発活動の実施	あいさつ運動推進委員会
9月 1日 ～ 30日	グッドマナーキャンペーン	学校周辺・駅等での街頭指導及び巡回・啓発活動の実施	町民会議
11月 1日 ～ 30日	子ども若者育成支援強調月間	青少年健全育成活動の実施・啓発	町民会議
11月上旬	心の教育推進大会	心の教育の実践事例発表及び講演等	町民会議
11月 4日 ～ 11日	あいさつ運動強化週間 愛のひと声運動強化週間	街頭・校門前指導及び巡回・啓発活動の実施	あいさつ運動推進委員会
2月中旬 書面開催	第2回青少年健全育成町民会議	令和8年度事業報告等の審議	町民会議
2月下旬	第2回青少年育成委員会	令和8年度巡回指導報告書等の審議	青少年育成委員会
その他の事業 青少年育成委員会…巡回指導			

令和8年度青少年育成センター事業計画(案)

月 日	事業名	会場
5月 16日	●石川県青少年育成推進指導員研修会	県青少年総合研修センター
6月 上旬	○第1回宝達志水町青少年健全育成町民会議	書面開催
26日	○第1回宝達志水町青少年育成委員会	さくらドーム21
7月 6日	●石川県少年補導センター所長会議 ●石川県少年補導センター連絡協議会総会	県青少年総合研修センター
下旬	【青少年の非行・被害防止全国強調月間】 ●有害図書等区分陳列一斉点検	町内
下旬	○夏季休業巡回指導	町内
下旬	●石川県青少年健全育成羽咋郡・市ブロック会議	志賀町
8月	○夏季休業巡回指導	町内
9月	【グッドマナーキャンペーン】	
1日～8日	○グッドマナーキャンペーン重点期間	町内
23日～26日 (予定)	○羽咋法事巡回指導	羽咋市
10月10日	○蓮華山子ども相撲大会巡回指導	子浦地内
11日	○宝達志水大花火2026巡回指導 ●青少年携帯電話等対策講座	町内
11月	【子ども若者育成支援強調月間】 ●有害図書等区分陳列一斉点検	町内
2月 中旬	○第2回宝達志水町青少年健全育成町民会議	書面開催
下旬	○第2回宝達志水町青少年育成委員会	さくらドーム21
3月 上旬	●石川県青少年育成推進指導員連絡会役員会	県庁
○巡回指導…夏季休業や行事の際に、街頭補導活動、青少年に悪影響を与える有害環境等の情報提供及び浄化活動を行う。		
●有害図書等区分陳列一斉点検…コンビニなどで成人用雑誌が一般の書物と区別された陳列をしているか点検する。違反した店には30万円以下の罰金が科される。		

○ 町青少年育成委員会関係

● 県青少年育成推進指導員関係

令和 8 年度青少年健全育成関係事業の概要

1 青少年育成委員会

(1) 巡回指導及びパトロール

夏季休業期間、グッド・マナーキャンペーン、羽咋法事、蓮華山相撲、宝達志水大花火 2026

(2) 有害環境等浄化活動

2 あいさつ運動推進委員会

(1) あいさつ運動

① あいさつデーの実施（毎月 1 日）

広報車による巡回・啓発活動（学校や通学路を中心に実施）

② あいさつ運動強化週間の実施［年 4 回（4 月、6 月、9 月、11 月）］

職員：広報車による巡回・啓発活動（学校や通学路を中心に実施）

※令和 7 年度から、広報車による巡回は生涯学習課職員のみで実施

区長：地区内での街頭指導

小・中学校：玄関や校門前等での指導（のぼり旗の設置）

保育所：玄関前での指導（のぼり旗の設置）

(2) 愛のひと声運動

愛のひと声運動強化週間の実施［年 4 回（4 月、6 月、9 月、11 月）］

夕方に広報車で巡回し、駅やコンビニ等を中心に啓発活動を実施

(3) 広報紙やホームページ等による啓発活動

3 健全育成モニター会議

健全育成モニター活動の実施

- ・ 青少年の善行や非行等の情報提供
- ・ 青少年に悪影響を及ぼす有害環境（有害図書自動販売機等）に関する情報提供
- ・ 青少年の地域行事への参加促進

4 小・中・高生徒指導連絡会議

小・中・高校の生徒指導担当教諭による情報交換

- ・ 夏季・冬季休業中の指導事項等に関する情報共有

令和8年度グッドマナーキャンペーン実施要項

1 趣 旨

町内の小学校、中学校、高等学校及び青少年の健全育成に関わるすべての団体が連携・協力し、青少年に公共マナー等を呼びかけるキャンペーンを実施することで、本町青少年の公共マナーや交通ルールに対する規範意識の向上を図る。

また、本キャンペーンの実施により、青少年健全育成活動の輪を広げ、地域ぐるみで子どもたちを育てる気運を高める。

2 事業主体

宝達志水町青少年健全育成町民会議

3 期 間

令和8年9月1日（火）～8日（火）6日間（土・日を除く）

4 時 間

午前7時10分～7時40分（児童・生徒の登校時）…街頭指導

広報車による巡回指導

午後4時00分～5時00分（児童・生徒の下校時）…街頭指導

広報車による巡回指導

5 場 所

小・中学校周辺の交差点や駅等 10か所

（別紙「街頭指導分担表」参照）

6 参加者（団体）

青少年健全育成町民会議、区長会、民生・児童委員協議会、保護司会、更生保護女性会、社会教育委員、スポーツ協会、文化協会、商工会、交通安全協会、県青少年育成推進指導員、石川県退職女性校長会、小・中・高等学校の児童・生徒及び教職員、PTA連合会など

7 声かけの対象

町内小学校の児童、中学校・高等学校の生徒など

8 活動内容

各場所において、状況に応じたあいさつや声かけを行う。

＜交通ルールに関する声かけ＞

- ・自転車の二人乗りや傘差し運転をしない
- ・自転車乗車中に携帯電話を使用しない

- ・夜間は自転車のライトを点灯をする
- ・自転車に乗る際は時は、ヘルメットを着用する（小・中学生）
- ・信号を守る
- ・横断歩道を渡る

<駅などでのマナーに関する声かけ>

- ・地面や床に座らない、たむろしない
- ・大声で携帯電話を使用しない
- ・ゴミを捨てない

その他

次のとおりキャンペーンの周知を図る。

- ・小学校の児童及び中学校・高等学校の生徒（保護者）に啓発チラシを配布する。
- ・学校や街頭指導場所にのぼり旗を設置する。
- ・ホームページやケーブルテレビを活用する。

9 その他

- ・街頭指導の際は、腕章を着用する。（PTA、交通安全協会等を除く。）
- ・荒天の場合も街頭指導を実施する。
- ・期間中に万が一事故が発生した場合は、速やかに町民会議事務局へ連絡する。

10 お問い合わせ先

宝達志水町青少年健全育成町民会議事務局

（宝達志水町教育委員会生涯学習課内）

TEL 29-8320 FAX 29-2333

★重点目標★

- ・気持ちのよい挨拶をしよう！
- ・信号のない横断歩道では、歩行者優先の思いやりのある運転をしよう！
- ・相手を大切にした発言、発信を心がけよう！

おはよう
ございます！

ありがとう
ございます！

●公共マナー等

- ・気持ちのよい挨拶をしましょう。
- ・相手を大切にした発言、発信を心がけましょう。
- ・新しい生活様式として、咳エチケットを心がけましょう。
- ・割り込み乗車はやめましょう。
- ・混んでいる時は、荷物をひざの上か網棚におきましょう。
また、リュックは背負わず前に抱えるようにしましょう。
- ・バスや電車の中で大声を出すのはやめましょう。
- ・地面や床に座ったり、たむろしたりするのはやめましょう。
- ・道路等にごみを捨てるのはやめましょう。等

●交通ルール

<歩行者>

- ・信号を守りましょう。
→【信号機の信号等に従う義務】道路交通法第7条
- ・右側通行をしましょう。
→【通行区分】道路交通法第10条第1項
- ・歩道を通りましょう。
→【通行区分】道路交通法第10条第2項
- ・横断歩道を渡りましょう。
→【横断の方法】道路交通法第12条第1項



<自転車>

- ・携帯電話やスマートフォンを操作しながら運転するのはやめましょう。
- ・イヤホンなどで音楽等を聴きながら運転するのはやめましょう。
→【安全運転の義務】道路交通法第70条、【運転者の遵守事項】道路交通法第71条第6号
【運転者の遵守事項】石川県道路交通法施行細則第12条第5号、11号、12号
- ・信号を守りましょう。
→【信号機の信号等に従う義務】道路交通法第7条
- ・一列で走りましょう。
→【軽車両の並進の禁止】道路交通法第19条
- ・交差点では一時停止しましょう。
→【指定場所における一時停止】道路交通法第43条
- ・迷惑駐輪はやめましょう。
→【停車及び駐車を禁止する場所】道路交通法第44条、【駐車を禁止する場所】道路交通法第45条
- ・夜間はライトをつけましょう。
→【車両等の灯火】道路交通法第52条第1項、
【道路にある場合の灯火】道路交通法施行令第18条第1項第5号、
【軽車両の灯火】石川県道路交通法施行細則第9条第1項
- ・二人乗りはやめましょう。
→【乗車又は積載の制限等】道路交通法第57条第2項
【軽車両の乗車又は積載の制限】石川県道路交通法施行細則第10条の2第1号
- ・傘さし運転はやめましょう。
- ・ヘルメットを着用しましょう。
- ・信号のない横断歩道では、歩行者優先の思いやりのある運転をしましょう。
→【横断歩道等における歩行者等の優先】道路交通法第30条第1項

児童・生徒がマナーや
ルールを守ってよかった
と思える声かけもいい
ですね。



令和8年度グッドマナーキャンペーン 街頭指導分担表

民：民生・児童委員協議会 保：保護司会 更：更生保護女性会 社：社会教育委員 ス：スポーツ協会
 文：文化協会 商：商工会 青：青少年育成推進指導員 (※)担当団体は、1名以上での街頭指導をお願いします。

(実施時間) 午前7:10～7:40

		9/1(月)		9/2(火)		9/3(水)		9/4(木)		9/5(金)		9/8(月)		備考
押水地区	今浜交差点 (ファミリーマート前)	保		保		保		保		保		保		
	河原交差点 (旧国道471号) (県道229号 宝達今浜線)	民		民		民		民		民		民		
	松浦味噌交差点 (押水小学校近く)	ス		ス		ス		ス		ス		ス		
	JR宝達駅前 (西口)	更		更		更		更		更		更		
	JR免田駅前	商		商		商		商		商		商		
志雄地区	子浦北交差点 (旧北國銀行 志雄支店前)	民		民		民		民		民		民		
	末吉自転車店前 交差点	文		文		文		文		文		文		
	子浦大橋交差点 (吉野屋側)	社		社		社		社		社		社		
	樋川小学校前 交差点 (白虎山公園そば)	青		青		青		青		青		青		
	JR敷浪駅前	更		更		更		更		更		更		

【お問い合わせ】生涯学習課 担当 階戸 29-8320

押水地区

松浦味噌交差点 (押水小近く)



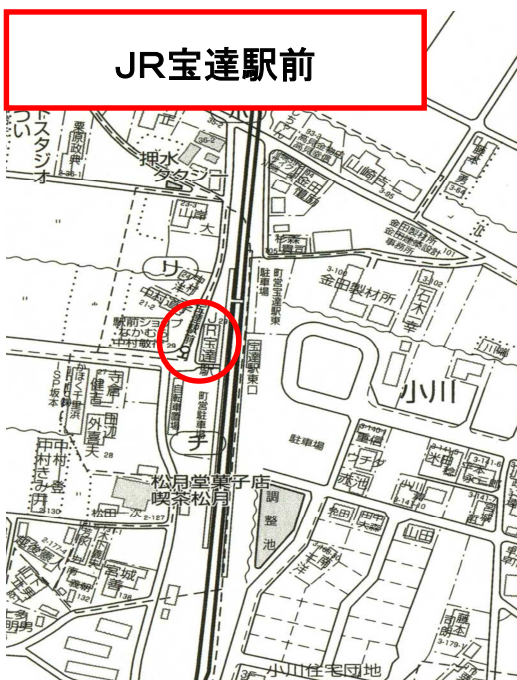
河原交差点



今浜交差点



JR宝達駅前

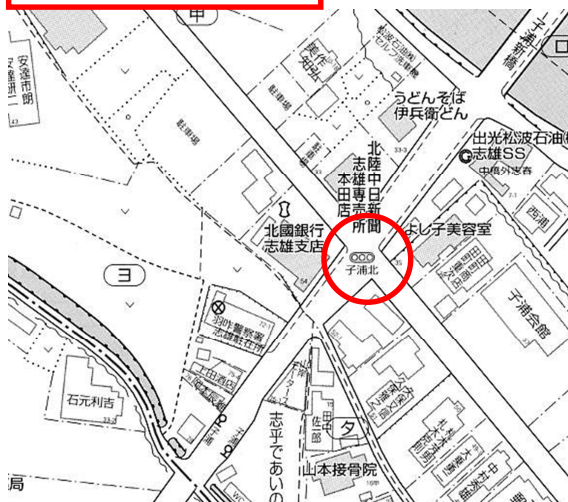


JR免田駅前

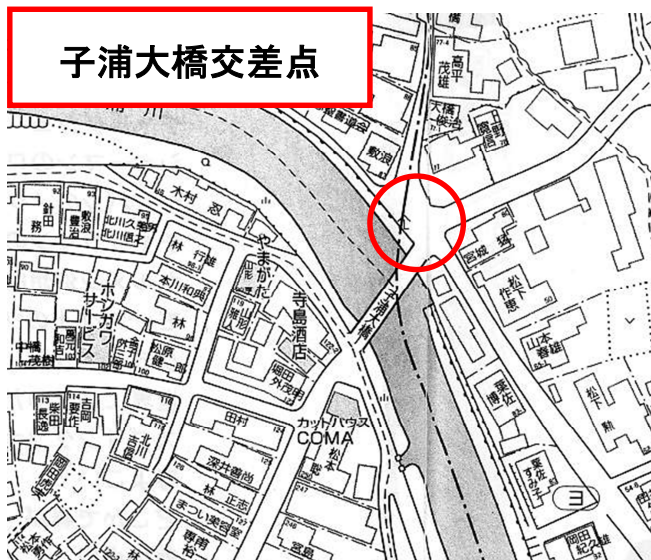


志雄地区

子浦北交差点



子浦大橋交差点



旧樋川小学校前交差点



末吉自転車店交差点



JR敷浪駅前



宝達志水町青少年健全育成町民会議設置要綱

（目的及び設置）

第1条 家庭・学校・地域が一体となって、地域ぐるみで明るく心豊かで健やかな青少年の育成に努めることを目的として、宝達志水町青少年健全育成町民会議（以下「町民会議」という。）を設置する。

（事業）

第2条 町民会議は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- （1）青少年の健全育成に関する施策の審議に関すること
- （2）青少年育成センターの活動及び運営に関する基本的事項の審議に関すること
- （3）青少年の健全育成に関する調査・研究に関すること
- （4）青少年の健全育成に関する普及・啓発に関すること
- （5）関係機関及び関係団体相互の連絡調整に関すること
- （6）前各号に掲げるもののほか、目的達成のため必要な事業

（委員）

第3条 町民会議は、次に掲げる委員で組織し、会長が委嘱する。

- （1）青少年の健全育成に関係する機関及び団体の代表者
- （2）前号に掲げる者のほか、会長が適当であると認める者

2 委員の任期は1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第4条 町民会議に会長1名、副会長1名を置き、会長に町長を充て、副会長に教育長を充てる。

2 会長は町民会議を代表し、会務を統括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条 町民会議は年2回開催し、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときはその都度会議を開催することができる。

（委員会等）

第6条 町民会議の実践活動を推進するため、次の委員会等を置く。

- （1）青少年育成委員会
- （2）あいさつ運動推進委員会
- （3）健全育成モニター会議
- （4）小・中・高生徒指導連絡会議

2 前項の委員会等の運営については別に定める。

（事務局）

第7条 町民会議の事務を処理するため、事務局を生涯学習課に置く。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

宝達志水町青少年育成センター条例

(設置)

第1条 青少年の健全な育成を図るため、青少年育成センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 青少年育成センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宝達志水町青少年育成センター	宝達志水町子浦そ18番地1

(活動)

第3条 宝達志水町青少年育成センター(以下「センター」という。)は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 青少年健全育成の相談及び指導に関すること。
- (2) 青少年健全育成に関する調査、研究及び資料収集に関すること。
- (3) 関係機関、関係団体等の連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、青少年の健全育成及び非行防止のために必要な事業に関すること。

(管理)

第4条 センターは、宝達志水町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

- 2 教育委員会は、センターの設置目的を最も効果的に達成するよう管理運営に配慮しなければならない。

(職員)

第5条 センターに、所長その他必要な職員を置く。

- 2 所長は、宝達志水町教育長が兼務し、所掌事務の管理及び職員を指揮監督する。

(補導員)

第6条 第3条に掲げる活動に従事するため、補導員を置く。

- 2 補導員は、教育委員会が任命する。

(運営協議会)

第7条 センターの円滑な運営を図るため、青少年育成センター運営協議会を置く。

- 2 運営協議会は、センターの活動及び運営に関する基本的事項を審議する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の志雄町青少年育成センター規則(平成8年志雄町教育委員会規則第1号)又は押水町青少年育成センター規則(昭和62年押水町教育委員会規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成22年3月31日条例第4号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

宝達志水町青少年育成委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 家庭・学校・地域が連携し、地域における青少年の非行防止活動及び有害環境の浄化活動等を行うことを目的として、宝達志水町青少年育成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員）

第2条 委員会は、次に掲げる青少年育成委員（以下「委員」という。）で組織し、青少年育成センター所長（以下「所長」という。）が委嘱する。

- （1）小・中学校PTAの代表者
- （2）小・中・高等学校生徒指導担当教諭
- （3）石川県青少年育成推進指導員
- （4）青少年育成センター関係職員
- （5）前各号に掲げる者のほか、所長が適当であると認める者

2 委員の任期は1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第3条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員長に所長を充て、副委員長は委員長が任命する。

2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（オブザーバー）

第4条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、委員会の目的を達成するための専門的な知識又は経験を有する者とする。

3 オブザーバーは、委員長の求めに応じて会議に出席し、専門的見地から助言又は協力を行うものとする。

（会議）

第5条 委員会の会議は年2回開催し、委員長が招集する。ただし、委員長が必要と認めるときは、その都度会議を開催することができる。

（活動）

第6条 委員は、次に掲げる活動を行う。

- （1）街頭補導計画に基づいた街頭補導活動
- （2）地域における街頭補導活動
- （3）青少年に悪影響を与える有害環境等の情報提供及び浄化活動
- （4）その他、青少年の非行防止及び健全育成に関する活動

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、青少年育成センターにおいて処理する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

あいさつ運動推進委員会設置要綱

第1条 趣 旨

人がコミュニケーションを図る上で最も重要である「あいさつ」や「声かけ」を家庭・学校・地域が一体となって推進し、明るい町づくりに貢献するとともに、明るく心豊かな青少年の育成に努める。

第2条 組 織

あいさつ運動推進委員会（以下「委員会」という。）は、町民会議全委員をもって組織する。また、次の団体・機関に協力を依頼する。

- （1）区長会（健全育成モニター会議）
- （2）町役場職員
- （3）町内保育所・小学校・中学校

第3条 役 員

委員会に次の役員を置く。

- （1）委員長 1名（教育委員会教育長）

第4条 会 議

委員会は、町民会議において「あいさつ」や「声かけ」を推進する事業を協議する。

第5条 活 動

委員は次の活動を行う。

- （1）毎月1日をあいさつデーとして、「あいさつ運動」を推進する。
- （2）年4回を強化週間として、「あいさつ運動」や「愛のひと声運動」を推進する。
（4月新学期、6月、9月、11月初めの1週間）
- （3）その他必要に応じて、「あいさつ運動」や「愛のひと声運動」を推進・啓発する。

第6条 庶 務

委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

第7条 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月31日から施行する。

健全育成モニター会議設置要綱

第1条 趣 旨

地域全体で青少年を見守りながら、青少年の自主自立と地域社会への前向きな参加を地域全体で働きかける。

第2条 組 織

健全育成モニター会議（以下「会議」という。）は、全集落の区長をもって組織する。

第3条 役 員

会議に次の役員を置く。

- （1）委員長 1名（区長会代表）

第4条 会 議

会議は必要に応じて委員長が招集する。

第5条 活 動

委員は次の活動を行う。

- （1）学校や町民会議事務局と連携し、地域の青少年の善行や非行の情報を提供する。
- （2）地域の環境浄化を推進するとともに、青少年に悪影響を与える有害環境等の情報を提供する。
- （3）あいさつ運動を通して地域で「あいさつ」の励行を図り、児童・生徒の登下校時の安全を指導する。
- （4）祭礼等の地区行事への青少年の積極的な参加を奨励するとともに、年代に応じた健全育成を図る。

第6条 庶 務

会議の庶務は、総務課との連携の下に生涯学習課において処理する。

第7条 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月31日から施行する。

小・中・高生徒指導連絡会議設置要綱

第1条 趣 旨

小学校、中学校、高校が連携し、生徒指導上の諸問題について解決策を検討し、実行する。

第2条 組 織

小・中・高生徒指導連絡会議（以下「会議」という。）は、学校長（町学校教育研究会代表）、生徒指導担当教諭をもって組織する。

第3条 役 員

会議に次の役員を置く。

- （1）委員長 1名（校長会（中学校）代表）

第4条 会 議

会議は必要に応じて委員長が招集する。また、委員長の求めに応じて、青少年育成センター専任補導員、担当職員が会議に出席することができる。

第5条 活 動

会議において、各学校や町内の現状・課題について情報交換し、今後の対応や方針について協議する。

第6条 庶 務

会議の庶務は、生涯学習課において処理する。

第7条 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月31日から施行する。